

いばらきの抹茶産地育成事業費補助金交付等要綱

(趣旨)

第1条 知事は、国内外における抹茶の需要拡大に的確に対応し、本県における抹茶のモデル産地の育成を図るため、抹茶加工施設の整備を行う産地に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。当該補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）及び「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和4年4月1日付け3新食第2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知。以下「事業費等規定」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象)

第2条 知事は、前条の趣旨を踏まえ、事業実施主体が行う事業に要する経費のうち、補助金の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、補助金を交付する。

- 2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表1に定めるところによる。
- 3 1事業実施主体あたりの上限補助額は4億円とする。
- 4 補助対象経費や事務手続については、事業費等規定を準用するものとする。

(事業実施主体)

第3条 事業実施主体は次の各号のとおりとする

(1) 農業者が組織する団体

代表者の定めがあり、組織及び運営についての規約等の定めがある団体。

(2) 製茶事業者

県内に製茶工場を持ち、自園で摘採した茶葉又は県内茶生産者から買い上げた茶葉により、荒茶又は仕上げ茶までの加工を行う事業者。

(補助対象事業の要件)

第4条 事業は、国内外の需要に対応する高品質な抹茶の原料となるてん茶の加工施設の整備を推進するため、別表2に定める達成すべき成果目標の達成に資する機械・施設の整備を行うものとする。

- 2 事業実施主体は、事業の実施にあたり、過剰とみられるような施設等の整備を排除するなど、徹底した事業費の低減が図られるよう努めることとする。
- 3 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、産地の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施工又は直営施工を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

- 4 事業の実施にあたっては、次の各号を全て満たすことを要件とする。

(1) 事業の受益農業者数が5名以上であること。（買取契約等により長期間にわたり生葉を事業実施主体に出荷することが見込まれる茶生産者を含む）

- (2) 別表2に定める達成すべき成果目標から2つ設定し、目標年度までの達成に向けた取り組みを実施することができること。
- (3) 市町村を含む行政機関や関係機関等との連携を図ること。
- (4) 知事が別に定める応募要件を満たしていること。

(事業申請手続)

第5条 事業実施主体は様式第1号により、事業実施計画承認申請書兼補助金交付申請書を作成し、知事に提出するものとする。

- 2 事業実施計画書の作成にあたり、事業実施主体は、別表2に定める達成すべき成果目標から2つ設定するとともに、別記により費用対効果分析を実施し、投資効果を十分検討するものとする。
- 3 目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。
- 4 事業の着工は、補助金の交付決定後に行うものとする。
- 5 第1項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体は当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 6 規則第4条の所定の期日は、知事が別に定める公募要領に規定する日までとする。

(事業の採択及び交付決定の通知)

第6条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、事業実施計画が本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されているかについて審査を行い、別表2に定める事業の採択基準に基づき事業を選定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに事業の採択及び交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知する。
- 3 前条第1項の規定による申請書が到達してから当該申請に係る前項による通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第7条 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第2号による変更等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業の内容を変更しようとするとき。ただし、別表1の重要な変更欄に掲げるもの以外の軽微な変更を除く。
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 事業実施主体は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて知事の承認を受けることができる。
- 3 知事は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(交付決定の取消等)

第8条 知事は、前条第1項第2号の規定による事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条第2項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 事業実施主体が、補助金を事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業実施主体が、事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付決定後生じた事情の変更により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(契約等)

第9条 事業実施主体は、事業の一部を第三者に委託する場合は、知事にあらかじめ届け出なければならない。

- 2 事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、直接採択事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、様式第3号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(事業遅延の届出)

第10条 事業実施主体は、事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合、又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4号により事業遅延届を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(概算払)

第11条 知事は、事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金交付決定額の90パーセント以内の額を限度として概算払することができる。

- 2 事業実施主体は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、様式第5号により概算払請求書を知事に提出するものとする。

(状況報告)

第12条 事業実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、様式第6号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに知事に提出しなければならない。ただし、様式第5号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの間、事業実施計画書（様式第1号別添）に準じて様式第7号により事業実施状況報告書を作成し、翌年度の6月末までに知事に報告するものとする。

3 前2項による報告のほか、知事は事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、当該事業の状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第13条 事業実施主体は事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は当該年度の3月5日のいずれか早い日までに、様式第8号により実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 第5条第5項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第5項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

2 事業実施主体は、前項の規定による額の確定通知を受けた後において、事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を前条第1項に準じて提出するものとする。

3 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

(補助金の返還)

第15条 知事は、第8条の規定による交付決定の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 知事は、第8条第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額）100円につき1日3銭の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

3 知事は、前条の規定による事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 4 第1項及び第3項の規定による補助金の返還及び第2項の加算金の納付期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、その未納に係る期間に応じて、その未納付額100円につき1日3銭の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の管理等)

第16条 事業実施主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 本事業により整備した機械施設等には、本事業名を表示するものとする。
- 3 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第17条 取得財産等のうち規則第20条第2号の知事が指定する機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 取得財産等のうち規則第20条第3号の知事が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェアとする。
- 3 規則第20条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。）に規定する耐用年数に相当する期間とする。
- 4 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 5 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付することを条件とすることがある。

(補助金の経理)

第18条 事業実施主体は、事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(指導)

第19条 知事は、事業の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村等の関係機関との密接な連携による推進指導体制を整備し、事業の実施についての推進指導に当たるものとする。

- 2 知事は、第12条の状況報告の内容について検討し、事業の進捗や成果目標への達成状況が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(留意事項)

第20条 事業実施主体は、次の各号の事項に留意して事業を実施するものとする。

(1) 災害対策

本事業により施設を整備する場合にあっては、災害への備えに万全を期することで、災害時の被害の最小化が図られるように努めるものとする。

また、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。)に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

(2) 農業共済及び収入保険等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施主体及び事業の受益者は、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済及び収入保険等への積極的な加入に努めるものとする。

(3) 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保をするため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

(4) 関係法令の遵守

本事業において施設を整備する場合にあっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)等の関係法令・規定等を遵守するものとする

(その他)

第21条 事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、知事が別に定めるところによる。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月9日から施行する。

別表 1

事業	事業実施主体	補助対象経費	補助率	重要な変更
いばらきの抹茶産地育成事業	<p>1 農業者が組織する団体 (代表者の定めがあり、組織及び運営についての規約等の定めがあること。)</p> <p>2 製茶事業者 (県内に製茶工場を持ち、自園で摘採した茶葉又は県内茶生産者から買い上げた茶葉により、荒茶又は仕上げ茶までの加工を行う事業者。)</p>	<p>抹茶専用の加工施設の整備に係る以下の経費</p> <p>1 工事費（建設工事費、製造請負工事費、機械器具費）</p> <p>2 実施設計費</p> <p>3 工事雑費</p> <p>※ 事業費等規定別表第2の産地基幹施設整備に係る事業費の構成を準用する。</p> <p>次の取組及び経費は補助の対象外とする。</p> <p>1 てん茶専用の製造ライン（てん茶炉等）の導入を伴わないもの</p> <p>2 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又は既に終了しているもの</p> <p>3 既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること</p> <p>4 施設の附帯施設のみでの整備</p> <p>5 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費</p> <p>6 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費</p> <p>7 他の国等の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費</p> <p>8 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入に係る経費 (例：トラック、フォークリフト、バックホー、パソコン 等)</p> <p>9 既存施設の取壊し及び撤去に係る経費</p>	<p>2/3 以内</p> <p>※ 1 事業実施主体あたりの上限補助額は4億円とする。</p>	<p>1 事業実施主体の名称の変更</p> <p>2 事業の中止又は廃止</p> <p>3 事業費の30%を超える増又は補助金の増</p> <p>4 事業費の30%を超える増又は補助金の減</p>

別表 2

分類	達成すべき成果目標	事業の採択基準	ポイント
必須	てん茶（荒茶）を2 t以上生産	10 t 以上	5
		8 t 以上	4
		6 t 以上	3
		4 t 以上	2
		2 t 以上	1
選択 ア	てん茶（荒茶）販売単価を煎茶の値（荒茶、事業実施直近3カ年の平均値）と比べて20%以上高値で販売	100%以上	5
		80%以上	4
		60%以上	3
		40%以上	2
		20%以上	1
イ	てん茶を用いた商品を1つ以上開発	5つ以上	5
		4つ以上	4
		3つ以上	3
		2つ以上	2
		1つ以上	1
ウ	契約取引数量を直近の値と比べて5%以上増加	25%以上	5
		20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
加算	県産てん茶の輸出に向けた取組		
	ア	・将来的な抹茶の輸出のため、輸出先国の規制に対応した栽培を実施する	1
	イ	・ほ場の有機 JAS 認証を取得する	1
	ウ	・製茶工場の有機 JAS 認証を取得する	1
	エ	・製茶工場の HACCP 認証を取得する	1
加算	高品質てん茶生産に向けた取組		
	オ	・棚を設置した被覆栽培を実施する	1
	カ	・農業改良普及センター等と連携したてん茶用被覆栽培試験ほを設置する	1
	キ	・土壌診断、生育診断を活用した施肥及び被覆栽培を実施する	1
	ク	・てん茶生産量の30%以上で被覆栽培好適品種を使用する	1

※1 事業実施主体は、必須項目1つ及び選択項目1つを成果目標として設定すること。

※2 事業実施主体が選択した成果目標ごとのポイント及び「加算」の取組ごとのポイントの合計値を事業採択の審査の基準とする。

別記 費用対効果分析

本事業を実施しようとする事業実施主体は、別紙様式により投資効率を算定し、知事に提出するものとする。

投資効率は、次式に示すとおり、総事業費と施設等の導入によって得られる年総効果額を資本還元したのものにより算定するものとする。

なお、既存施設の廃用に伴う損失がある場合には、総事業費と妥当投資額から廃用損失額（デッドコスト）を控除した額とを対比することにより算定するものとする。

$$\text{投資効率} = \{(\text{年総効果額} \div \text{還元率}) - \text{廃用損失額}\} \div \text{総事業費}$$

1 年総効果額

年総効果額は、施設等ごとに次の項目の年効果額を合算して算定するものとする。

(1) 販売額向上効果

販売額向上効果は機械・施設の導入により発生する販売額の向上に関する効果とし、その額は生産物の販売単価の向上等に伴う販売総額の年増減額とする。

$$\text{年効果額} = \text{事業実施後のてん茶出荷量} \times (\text{事業実施後のてん茶の販売単価} - \text{事業実施前の煎茶の販売単価})$$

(2) 副産物産出効果

副産物産出効果は、施設の導入により生み出される粉茶等の副産物の製造により、新たな価値が生み出される効果とし、その額は、副産物の販売総額の年増減額等とする。

$$\text{年効果額} = \text{てん茶副産物販売予定数量} \times (\text{てん茶副産物の販売単価} - \text{煎茶副産物の販売単価})$$

(3) その他の効果

上記に掲げる効果以外の効果であって、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能なものについて、効果の内容、算定方法等につき知事が適当と認めた場合にあっては、当該効果に係る年効果額を算定するものとする。

$$\text{年効果額} = \text{上記以外の効果であって、金額化が可能な効果}$$

2 還元率

還元率は年総効果額から妥当投資額を算定するために次式により算定する。

$$\text{還元率} = \{i \times (1 + i)^n\} \div \{(1 + i)^n - 1\}$$

$i = 0.04$ （資本の装備に必要な資金調達コストであり、費用と効果を現在価値化する時に用いる係数。割引率という。）

$n = \text{総合耐用年数} (\text{事業費の合計} \div \text{年間事業費の合計})$

3 廃用損失額

本事業の実施により、耐用年数に達していない既存の施設を廃棄または転用する場合は、廃用損失額を算出するものとし、施設ごとに次の算定式によるものとする。

$$\text{廃用損失額} = \text{既存施設の取得価格} \times \{(\text{耐用年数} - \text{使用年数}) \div \text{耐用年数}\}$$